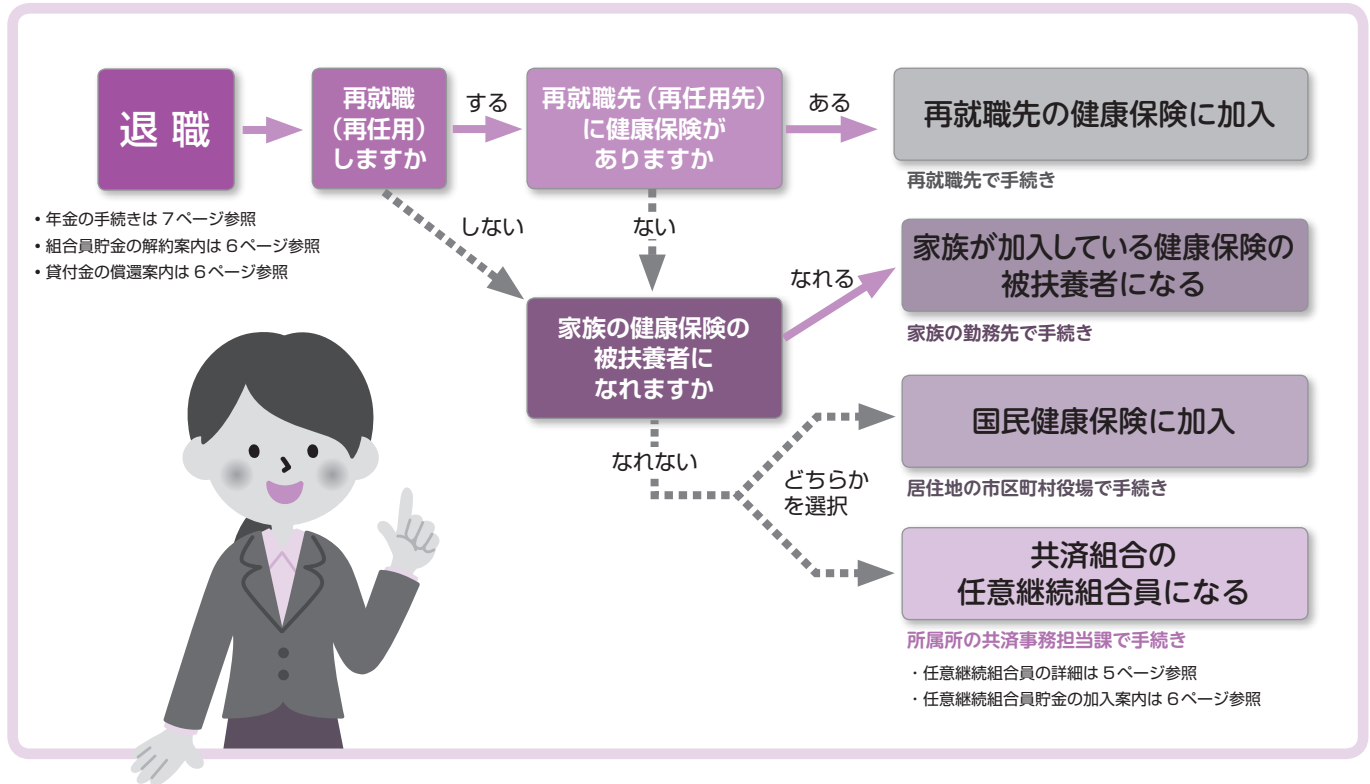


退職予定の組合員の皆さんへ

退職後の医療保険制度について

組合員ご本人が退職したときは、翌日から組合員としての資格がなくなりますので、次のいずれかの医療保険制度（後期高齢者医療制度に該当する場合を除く。）に加入しなければなりません。



医療保険制度の概要

区分	再就職先の健康保険	家族が加入している健康保険の被扶養者	国民健康保険	共済組合の任意継続組合員
保険料(掛金)	標準報酬月額や賞与等から算定	被扶養者は負担なし	加入世帯を単位として平等割のほか加入する家族数、前年度所得、資産を基準にして算定 上限額(年額) ^{※1} 医療分：510,000円 支援分：140,000円 介護分：120,000円	退職時の給料額と平均給料月額 のどちらか低い額により算定 上限額(年額) ^{※2} 短期分：468,936円 介護分：57,456円
附加給付制度	協会けんぽ × 健保組合 △	協会けんぽ × 健保組合 △	×	○ ^{※3}
その他	*****	*****	*****	任意継続組合員貯金制度あり (年利1.3%) 6 ページ参照
お問い合わせ先	再就職先	家族の勤務先	居住地の市区町村役場	所属所共済事務担当課

※1 居住する市区町村により上限額が異なります。

※2 平成26年度の上限額です。平成27年度はまだ確定していません。(平成27年10月から標準報酬制が施行されますと、上限額も変更となる場合があります。)

※3 同一月に同一の医療機関等に支払った自己負担額が25,000円(上位所得者は33,000円(平成26年4月～41,000円、平成27年4月～50,000円))を超えるときは、その超える額が附加給付として支給されます。(1,000円未満は不支給、100円未満端数切り捨て)

(注) 附加給付制度の○は「あり」、×は「なし」、△は「あるところとないところがあります」。詳しくは各医療保険の保険者に確認してください。

任意継続組合員制度

この制度は、退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が退職したときに、掛金（所属所の負担金分も含めた額）を負担することによって2年間在職中と同様の短期給付（任意継続組合員の期間内に発生した傷病手当金・出産手当金・休業手当金・育児休業手当金・介護休業手当金を除く）が受けられ、福祉事業のうち貸付事業（高額医療貸付・出産貸付）及び貯金事業を利用することができます。

● 加入の手続き

「任意継続組合員資格取得申出書」を所属所共済事務担当課を通じて、退職日から20日以内に共済組合へ提出してください。



● 任意継続掛金

任意継続掛金は、次の①、②、③のうち最も低額となる金額です。また、40歳以上65歳未満の方は、介護分も必要です。

なお、平成27年10月以降の標準報酬制施行日前と同施行日以降に任意継続組合員の資格を取得した場合とでは、以下のとおり計算方法が異なります。

平成27年9月30日以前に 任意継続組合員の資格を取得した場合	平成27年10月1日以降に 任意継続組合員の資格を取得した場合
①退職時の給料×掛金率	①退職時の標準報酬月額 ^(※) ×掛金率
②全組合員の平均給料月額×掛金率	②全組合員の平均給料月額×1.25×掛金率
③退職時の給料×0.7×掛金率	③退職時の標準報酬月額 ^(※) ×0.7×掛金率

(※) 標準報酬月額……報酬月額（基本給+諸手当）を標準報酬等級表にあてはめて求めた額

(注1) ③の算式は、組合員期間が15年以上で退職時の年齢が55歳以上であり、55歳となった以降初めての退職である場合に限りです。

(注2) 平成27年度の任意継続掛金率と全組合員の平均給料額はまだ確定していません。

(注3) 平成26年度の任意継続掛金率（1月当たり）は、短期124.85/1000、介護15.3/1000

(注4) 平成26年度の全組合員の平均給料月額は、313,000円

● 納付方法

納付方法は年1回払い若しくは年2回払いの前納と、毎月払いがあります。（前納には割引があります。）また、途中で資格喪失するときは申し出によりその後の未経過期間分の任意継続掛金はお返しします。なお、任意継続掛金を納付期限までに納付されないときは資格喪失となります。

● 任意継続組合員証・任意継続組合員被扶養者証

任意継続組合員証等は、任意継続掛金を納付していただいた期間に応じて発行します。例えば、年1回払いで年度分を前納していただくと、3月末日までの有効期限を付けた任意継続組合員証等をお渡しします。

